



Insurance

IFRS Newsletter

「報告企業レベルでIFRS第9号の適用を一時的に免除するという選択肢が承認されたことにより、「純粋な」保険企業はIFRS第9号の適用を延期することができるだろう」

— KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS 保険リーダー
Joachim Kölschbach

内容

寄せられたフィードバックの概要	2
再審議に関する主な決定	4
マイルストーンと今後のスケジュール	7

IFRS第4号の改訂の方針を決定

2015年12月、IASBは、IFRS第9号「金融商品」と新たな保険契約に関する基準書の適用日が相違することによる懸念に対処するための公開草案を公表した。2016年3月の会議において、IASBは、寄せられたフィードバックを検討し、IFRS第4号の改訂の再審議及び最終化に関する方針を定める重要な決定を行った。

寄せられたフィードバックの概要

IASBには、公開草案ED/2015/11「IFRS第9号『金融商品』とIFRS第4号『保険契約』の適用（IFRS第4号の改訂案）」（本公開草案）に対して95通のコメント・レターが寄せられた。また、IASBは、別途アウトリーチ・プロセスを通じて財務諸表利用者からも意見を求めた。

財務諸表利用者は上書きアプローチ（次頁参照）の方が望ましいという意向を示したのに対し、財務諸表作成者はおおむねIFRS第9号の一時的な適用免除の方が望ましいと表明した。両グループとも、この一時的免除の適用範囲は拡大すべきであると考えていた。一部の財務諸表作成者は、この一時的免除の評価及び適用を報告企業よりも下のレベルで行うことを認める案を支持したが、財務諸表利用者の多くはこの案に同意しなかった。

主な決定

IASBは、両アプローチとも選択肢として残すこと、及びIFRS第9号の一時的な適用免除の適格要件を報告企業レベルで評価することを確認した。また、IASBは、この一時的免除について、一定の有効期限を設けることにも同意した。

次のステップ

IASBは、2016年4月及び5月に残りの専門的な論点について審議する予定である。特に、IFRS第9号の一時的な適用免除に関する適格要件、追加の開示規定及び有効期限について検討する予定である。

IFRS第4号の改訂版は、現時点では2016年9月に最終化される見通しである。

寄せられたフィードバックの概要

IASBは、提案したアプローチについて財務諸表利用者と作成者の両方から様々なフィードバックを受けた。

論点

本公開草案の目的は、IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書の適用日の相違について保険業界が提起した懸念に対処することである。本公開草案には、以下を認めるアプローチが含まれている。

- IFRS第4号の適用範囲である保険契約を発行する一部の企業に対して、IFRS第9号の適用を一時的に免除すること
- 保険活動に関連する特定の資産について、IFRS第9号とIAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき認識した金額の差額を当期純利益から除外すること（上書きアプローチ）¹

IASBは、財務諸表作成者や規制当局等様々な団体の市場関係者から95通のコメント・レターを回収し、2015年からそのフィードバックを補完するために財務諸表利用者との間でさらにアウトリーチ活動を実施した²。2016年3月、IASBスタッフはそのフィードバックを分析し、本公開草案に関するIASBの再審議においてその分析結果を報告した。

寄せられたフィードバック

市場関係者からのフィードバック

市場関係者（財務諸表利用者を含まない）からのフィードバックの概要は、以下のとおりである。

論点	見解
財務諸表作成者は、いずれかのアプローチ（すなわち、上書きアプローチかIFRS第9号の一時的な適用免除か）を選ぶとすれば、どちらを選ぶか	<ul style="list-style-type: none">- 大部分の市場関係者は、上書きアプローチもIFRS第9号の一時的な適用免除も、適用できる状況がそれぞれ異なるため、両方とも利用できるようにすべきであるという点で意見が一致していた。ただし、以下の相違点があった。- 大部分の財務諸表作成者は、IFRS第9号の一時的な適用免除の方が望ましい選択肢であると述べた。- 一部の市場関係者は、いずれの選択肢も適用するつもりがないことを表明した（例：重要な非保険活動を有する大規模な複合金融機関の一部である保険者や、金融資産のすべてを当期純利益を通じて公正価値で測定（FVTPL）して評価する企業）。
IFRS第9号の一時的な適用免除をどのレベル（すなわち、報告企業レベルかそれよりも下のレベルか）で適用すべきか	<ul style="list-style-type: none">- 大部分の規制当局は、報告企業レベルでの評価を支持した。- 大部分の財務諸表作成者、各国の会計基準設定主体及び会計事務所もこの案を支持したものの、これらの団体は、複合金融機関については別の評価が必要であると考えていた。

¹ 詳細な情報については、KPMGの「IFRS 4 - Insurance amendments」のtopic pageを参照。

² IASBは、2015年8月及び9月にアウトリーチ活動を実施し、2015年9月の会議ではその結果について審議した。財務諸表利用者とのアウトリーチ活動では、財務諸表利用者がIFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書の適用日の相違についてどのような見解を有しているかを理解することに焦点が当てられた。詳細な情報については、KPMGの「IFRS - Insurance Newsletter - Issue 48 グローバルな保険会計へ向けて」を参照。

論点（続き）	見解（続き）
<p>企業は自らがIFRS第9号の一時的な適用免除を適用することが認められるか否かをどのように判定すべきか（支配的であることの評価）</p>	<ul style="list-style-type: none"> - ほぼすべての市場関係者は、IFRS第9号の一時的な適用免除の要件を満たす企業群は非常に限定的であると考えた。ただし、このアプローチの適用範囲を拡大させる方法については、様々な意見があった。
<p>IFRS第9号の一時的な適用免除について一定の有効期限を設けるべきか否か</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 大部分の財務諸表作成者は、新たな保険契約に関する基準書を初めて適用する場合にのみIFRS第9号の適用を求めべきと考えており、その適用日がまだ定まっていないため、有効期限を設けることを支持しなかった。 - 大部分の規制当局は、IFRS第9号の一時的な適用免除を延長すると企業間の比較可能性が一層損なわれることから、この有効期限の案を支持した。

財務諸表利用者からのフィードバック

IASBは、2015年8月及び9月に行ったアウトリーチ活動よりも、多くの複合金融機関や非保険活動を有する企業に精通している財務諸表利用者との対話を行った。そのフィードバックの要点は、以下のとおりである。

- IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書の適用日が相違することによって、保険契約を発行する企業の財務諸表が理解しにくいものになるか否かについては、様々な意見があった。
- 多くの財務諸表利用者は、移行期間におけるボラティリティの増大によって分析が複雑になることはないという意見を表明した。ただし、他の財務諸表利用者は、そのボラティリティの増大により、保険業界は投資家にとって不透明で魅力に乏しいものになると考えた。
- 多くの財務諸表利用者は、2つのアプローチを提供し、その選択を任意とすると比較可能性が損なわれると考えた。中には、比較可能性の問題を解決する必要はないという意見もあった。
- 大部分の財務諸表利用者は、上書きアプローチの方が望ましいと表明した。IFRS第9号の一時的な適用免除を支持しないとする財務諸表利用者は多かった。
- IFRS第9号の適用の延期が認められる場合、大部分の財務諸表利用者は以下のような意見を表明した。
 - 報告企業レベルでの評価を支持する。
 - 保険業界に含まれるとみなされる企業を含むように適格要件を拡大することを提案した。
 - IASBが提案しているように有効期限を設けることを支持する。

再審議に関する主な決定

IASBは、IFRS第4号の改訂案の再審議に関する方針を定めた。

論点

市場関係者から寄せられたフィードバックを踏まえ、IASBスタッフは、IFRS第4号の改訂案のうち、IASBで詳細に分析し評価すべき以下のような主要項目を識別した。

項目	スタッフの分析及びアプローチ案
上書きアプローチは承認すべきか	<ul style="list-style-type: none"> IASBスタッフは、上書きアプローチはIFRS第9号の一時的な適用免除の要件を満たしていない企業、またはその一時的免除を適用しない企業が適用できるようにすべきであると提案した。
IFRS第9号の一時的な適用免除は承認すべきか	<ul style="list-style-type: none"> IASBスタッフは、IFRS第9号の一時的な適用免除によって、異なる日に2つの基準書を適用するのに要する企業のコストが大幅に低減することにはならないと考えた。 ただし、IASBスタッフは、この案は財務諸表作成者が望んでいる選択肢であることを認識しているため、IFRS第9号の一時的な適用免除は一部の企業のために残すべきであると提案した。
IFRS第9号の一時的な適用免除はどのレベルで評価し適用すべきか	<ul style="list-style-type: none"> IASBスタッフは、企業は財務諸表利用者に有用な情報を提供するという首尾一貫した財務報告の方針を有しているべきという考えから、大部分の財務諸表利用者が示した、IFRS第9号の一時的な適用免除の適格要件は報告企業レベルで評価すべきであるという意見を支持した。また、IASBスタッフは、IAS第39号とIFRS第9号とでは分類及び減損モデルが大幅に異なっており、1つの企業が両者を同時に適用すべきではないため、この選択肢を報告企業よりも下のレベルで適用してはならないと考えた。 IASBスタッフは、IFRS第9号の一時的な適用免除の有効期間がごく短期間になると見込まれる点を考慮し、報告企業レベルでの評価によって、IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書の適用日が相違することによる懸念に現実的に対処することになると考えた。
IFRS第9号の一時的な適用免除の適格要件は適切か	<ul style="list-style-type: none"> IASBスタッフは、ほぼすべての市場関係者が示した、本公開草案は「保険者」とみなされる企業群を適切に捕捉し切れていないという意見に同意した。 したがって、IASBスタッフは、今後の会議において、本公開草案におけるIFRS第9号の一時的な適用免除の適格要件を改訂する必要があるか否かを検討する予定である。この検討の際には、適格要件にFVTPLで会計処理する投資契約の影響も考慮に入れるべきか否かの分析も行う予定である。

項目（続き）	スタッフの分析及びアプローチ案（続き）
IFRS第9号の一時的な適用免除について一定の有効期限を設けるべきか	<ul style="list-style-type: none"> - IASBスタッフは、大部分の財務諸表利用者が示した、IFRS第9号の一時的な適用免除について有効期限を定める必要があるという意見を支持した。 - ただし、IASBスタッフは、2021年（提案されている有効期限）が適切な選択であるか否かをさらに検討する予定である。
両アプローチの選択を任意とすべきか	<ul style="list-style-type: none"> - IASBスタッフは、複数の選択肢を設けると比較可能性が損なわれるという財務諸表利用者の懸念を認識した。 - ただし、IASBスタッフは、その懸念には別の方法（すなわち、追加の開示を設ける、IFRS第9号の一時的な適用免除の適格要件を改善するという方法）で対処することができると考えた。IASBスタッフは、将来の会議において、これらの措置を検討する予定である。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、IASBが以下の提案を承認することを提案した。

- IFRS第9号の一時的な適用免除及び上書きアプローチを設けること
- 両アプローチの選択を任意とすること

さらに、IASBスタッフは、IFRS第9号の一時的な適用免除について、以下の事項を提案した。

- 適格要件の評価を報告企業レベルで行うこと
- 一定の有効期限を設けること

IASBの議論

IASBメンバーの過半数が、IASBスタッフの提案を支持した。

大部分のIASBメンバーは、IFRS第9号の一時的な適用免除は、今後数年にわたって2つの重要な会計処理の変更を適用するのに要する潜在的なコストに対処する保険者に対して、柔軟性のある代替的な追加措置を提供することになるため、この一時的免除を認める案を支持した。この一時的免除を認める案を支持しなかったIASBメンバーは、代替的な措置はすでに十分に提供されていると考えた。そのIASBメンバーはまた、この一時的免除を認めても、異なる日に2つの基準書を適用するのに要するコストが低減することはなく、一部のコストを後日に先送りすることになるとも考えた。そのIASBメンバーはさらに、IFRS第9号に基づき有用性の高い情報を提供する便益は、その適用によって発生し得る追加的なコストを上回るとも考えた。

大部分のIASBメンバーは、この一時的免除の適格要件の評価は報告企業レベルで行うという案も支持した。その案を支持したIASBメンバーは、財務諸表にIFRS第9号に基づき会計処理された資産とIAS第39号に基づき会計処理された資産を一緒に表示すると、首尾一貫性が損なわれ、財務諸表利用者の側で混乱が生じることになると考えた。

IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

IASBがIFRS第9号の一時的な適用免除の適格要件を報告企業レベルで評価することを承認したことにより、保険活動と非保険活動を有する多数の企業（例：保険活動と重要な銀行業を有する複合企業）は、たとえ保険活動が重要であっても、2018年から、上書きアプローチの適用の有無にかかわらず、IFRS第9号を適用しなければならない可能性がある。

この一時的免除の評価及び意思決定は、親会社とは無関係に個別の報告単位で行うことができるようになる。ただし、個別の報告単位は、連結上親会社の会計方針に従わなければならない。実務上、報告単位にとって、2つの異なる基準書を適用することによるコストが自らの報告単位でのみIFRS第9号の適用を延期することによる便益を上回っているとは限らないため、単体と連結グループ両方の財務報告に統一した会計処理を適用する方が望ましい場合がある。

IASBは、この一時的免除の適格要件を調整することを検討する予定である。この調整によって、より多くの保険者がこの一時的免除による便益を享受できるようになる可能性がある。多くの生命保険者が発行している重要な保険リスクのない投資契約を考慮するという提案をIASBが改訂する予定があるか否かは、依然として不透明である。

マイルストーンと今後のスケジュール

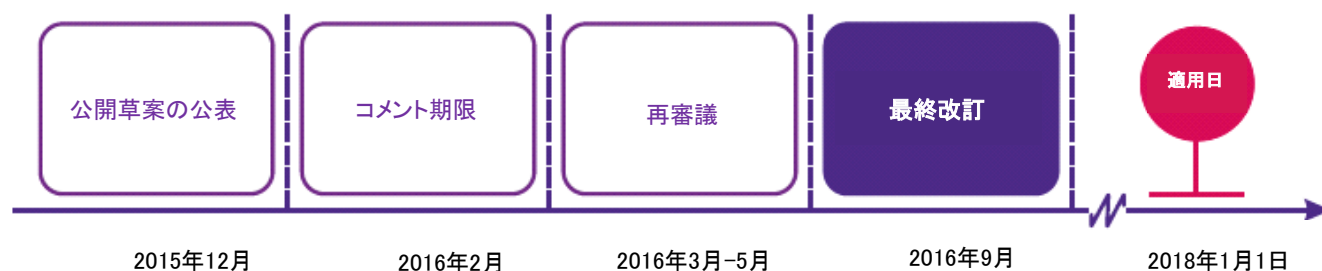
IFRS第9号との関係

保険業界は、2つの基準書の適用日が相違すること（IFRS第9号については2018年、新たな保険契約に関する基準書については2020年または2021年）について重大な懸念を提起した。これには、短期間のうちに連続して二度の大幅な会計処理の変更が行われ、新たな保険契約に関する基準書の適用の前にIFRS第9号の分類及び測定規定を適用しなければならないことを踏まえ、金融資産の分類変更によって、当期純利益及びその他の包括利益（OCI）において会計上のミスマッチ及びボラティリティが一時的に増大する可能性があることに対する懸念も含まれている。このような影響によって、保険者の財務諸表作成者と財務諸表利用者の双方にとって、追加的なコスト及び複雑性の負担が生じる可能性がある。

2015年12月、IASBは、このような懸念に対処するために、IFRS第4号の改訂案を公表した。IASBは、この案について2016年2月8日までコメントを募集し、2016年3月から再審議を開始した。

この公開草案に関する詳しい情報及び分析は、（KPMGの刊行物「[New on the Horizon](#)」を含む）[Insurance topic page](#)を参照のこと。

新たな保険契約に関する基準書についてIASBの再審議において下された決定に関する詳しい情報は、KPMGの刊行物「[IFRS - Insurance Newsletter - Issue 51](#)」を参照のこと。



KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

KPMGの出版物	
1	IFRS Newsletter: Insurance (issued after IASB deliberations)
2	New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)
3	Challenges posed to insurers by IFRS 9's classification and measurement requirements
4	Evolving Insurance Regulation: The journey begins (March 2015)

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報（IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む）は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)には、ボード会議の概要、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザー室
ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2016年3月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS保険ニュースレター（IFRS－Insurance Newsletter）は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。